

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要領

宇治田原町企画財政課

令和 8・9 年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の随時受付を行います。

令和 8・9 年度において、宇治田原町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品等・役務（一般業務委託）の調達についての入札に参加しようとする場合は、参加資格の審査を受ける必要があります。

つきましては、令和 8・9 年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査を希望される方は、下記事項に十分留意のうえ、申請してください。

なお、今回より申請書類原本に加え、町指定様式の電子データ（Excel ファイル）の提出にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 申請受付業種

当該申請における受付業種は次の 3 種類となります。希望する業種で申請してください。「4. 申請できる方の資格等」を満たしていれば、複数の業種に申請することができます。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務
- (3) 物品等・役務（一般業務委託）の調達

2. 申請の受付期間

令和 8 年 3 月 16 日（月）～令和 9 年 10 月頃

3. 有資格者の登録期間

当該申請に係る有資格者の登録期間は、1 か月ごとの申請とりまとめ期間（毎月 15 日ㄨ）の翌月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日（ただし、申請書類の不備等の是正が完了するタイミングにより、登録期間の開始が遅れる場合があります）

4. 申請できる方の資格等

当該申請を行うには、次の項目ごと各号の要件を備えていなければなりません。

◇ 共通事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 宇治田原町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 宇治田原町暴力団排除条例（平成 25 年宇治田原町条例第 1 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等または同条第 4 号の暴力団密接関係者でないこと。

◇ 建設工事に申請する場合に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第 27 条の 23 に定める「経営事項審査」を受けていること。
※今回の申請にあたっては、以下の要件を満たす『経営事項審査結果通知書』を有している必要があります。
審査基準日：申請日から 1 年 6 か月以内であること
審査結果通知日：申請日時点で、すでに通知を受けていること
- (3) 前項で定めた経営事項審査について、総合評定値 P を取得していること。
- (4) 当該入札参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の基準日において、平均完成工事高があること。
- (5) 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書を提出するときまでに宇治田原町が発注した建設工事に関係する債務不履行がないこと。
- (6) 健康保険、厚生年金保険または雇用保険に加入していること。（適用除外の者を含む）

◇ 測量・建設コンサルタント等業務に申請する場合に必要な資格

- (1) 次に定める登録を受けていること。
 - ① 測量
測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録
 - ② 土木関係建設コンサルタント
建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
 - ③ 建築関係建設コンサルタント
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
 - ④ 地質調査
地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
 - ⑤ 補償関係コンサルタント
補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
 - ⑥ その他のコンサルタント
該当するコンサルタント業務を行うについて必要な許可等
なお、③のうち、建築設備設計業務においては、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士（同令第 17 条の 35 第 1 項の規定による登録を受けているものに限る）を専任で置いている者。
- (2) 入札参加希望業務について、申請日の直近の営業年度に業務実績高があること。
- (3) 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書を提出するときまでに宇治田原町が発注した測量業務等に関係する債務不履行がないこと。

◇ 物品等・役務（一般業務委託）の調達に申請する場合に必要な資格

- (1) 営業に関し、官公庁の許可、認可、届出、登録等を必要とする業務の場合については、これを得ていること。

(2) 業務種目は、別紙「物品等・役務（一般業務委託）分類表」参照してください。

5. 申請書類の提出方法等

今回から申請書類原本に加え、申請様式電子データ（Excel ファイル）の提出が必要となります。
(ただし、手書き作成される方等特別な事情がある場合を除く。)

● 申請書類（原本）

申請書類原本は、郵送または持参により提出してください。

【郵送】 〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地の 1
宇治田原町役場企画財政課

【持参】 宇治田原町役場 3 階 企画財政課

※ 持参された場合は受け取りのみとし、窓口での審査は行いません。

● 申請様式電子データ（Excel ファイル）

申請様式の電子データは、E-mail により提出してください。（外部記憶装置による提出は不可）
なお、電子データの使用及び提出については、「提出書類の記載要領 27.申請様式電子データ」
の内容を確認してください。

【送信先】 nyusatsu@town.ujitawara.lg.jp

6. 提出書類等

- (1) 提出書類 提出書類一覧に定めるとおり。
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 編さん方法
 - ① A4 縦紙フラットファイル（色指定なし）
 - ② 提出書類一覧で、別綴りの指定がない書類は若い番号順に綴じてください。
 - ③ 複数の業種に申請する場合、重複する書類は 1 部の提出としてください。
 - ④ ファイルの表紙及び背表紙に商号または名称を必ず記載して提出してください。
 - ⑤ 別綴りの指定がある書類は、ファイルに綴じ込まずに別途提出してください。

7. 提出書類等の入手方法

- (1) 宇治田原町ホームページからのダウンロード (<https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>)
ホームページ下部にある「入札・契約」・「令和 8・9 年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請(随時)」を選択し、ページ内から申請書類をダウンロードしてください。
- (2) 郵送による請求
返信用封筒（角 2 サイズ・180 円切手添付）を同封のうえ、宇治田原町企画財政課まで郵送請求してください。
- (3) 宇治田原町役場での配布
配布場所：役場 3 階企画財政課
※ (2) 及び (3) の方法は手書きで申請書を作成する方に限ります。

8. 審査及び受付票交付

受付期間内に提出があった入札参加資格審査申請書については、順次審査を行います。審査から受付票交付までの流れは以下のとおりです。

● **電子データを提出される方**

- ・不備がある場合：不備の内容を E-mail により通知（申請者指定のメールアドレスに送信）しますので、是正後の書類を再提出してください。（押印不要の書類は E-mail 提出可、押印が必要な書類は郵送または持参に限る）
- ・不備がない場合：受付票（PDF ファイル）を E-mail により送付（申請者指定のメールアドレスに送信）します。

● **電子データを提出されない方（手書きの方）**

返信用封筒（長 3 封筒に返送先を明記のうえ 110 円切手を貼付）を必ず添付してください。

- ・不備がある場合：不備の内容を文書により通知します。
- ・不備がない場合：受付票を郵送します。

※ 提出方法を問わず、予定される登録期間の開始日までに受付票が届かない場合はお問い合わせください。

9. 申請事項の変更

申請後において、当該申請事項に変更があった場合は、直ちに「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」（任意様式）を提出してください。

（持参または郵送に限る。提出書類等については、町ホームページを参照してください。）

※ 経営事項審査結果通知書が更新された場合も必ず変更届を提出してください。なお、更新後の書類を提出しなかった場合、審査基準日により、入札参加できない場合があります。

10. その他

- (1) 当該申請による有資格者登録期間にわたって本社（本店）以外の営業所等に入札、見積りその他契約にかかわる一切の権限を委任する場合は、委任状を提出してください。この場合の受任者は、当該営業所等の代表者としてください。ただし、営業所等とは、建設業法の許可を受け、常時、契約締結等の実質的な行為を行う事務所であることが必要です。
- (2) 申請者が、本要領「4. 申請できる方の資格等」の共通事項の要件を欠くに至ったとき、または各業種区分において定める営業に関する許可、登録等を失ったときは、当該有資格者の登録を取り消します。
- (3) 申請書及びその他の申請書類について、虚偽の事実が記載された場合には、当該有資格者の登録を取り消すことがあります。
- (4) 審査に必要なときは、指定する提出書類以外の書類等の資料を求めることがあります。この資料が別に指定する期間内に提出されないときは、事実確認ができないものとして、有資格者の登録ができない場合があります。
- (5) 本町への申請書到着の確認を必要とされる場合は、レターパック等の配達記録が可能な方法での提出をお願いします。
- (6) 測量・建設コンサルタント等業務については、今回発行する受付番号が、宇治田原町電子入札の業者番号となりますのでご注意ください。なお、令和 3 年度以降で本町の入札参加資格者登録をされ

ていた方は、該当しません。(令和3年度以降、当該申請が初めての方が該当します。)

例) 令和8・9年度申請の方で受付番号が100番の場合 → 08000100

- (7) 審査終了後、入札参加有資格者名簿を本町ホームページにおいて掲載します。社名、代表者氏名、所在地及び登録業種等の情報が掲載されますので、同意のうえ申請を行ってください。
- (8) 提出書類の誤字、脱字等について軽微な内容である場合は、町担当者の判断により修正する場合がありますので、誤り等がないよう記載内容を確認のうえ、提出してください。

11. 次回の申請時期

令和10・11年度一般競争（指名競争）入札参加資格申請の定期受付は、令和9年10月頃の開始を予定しています。

12. 申請に関する問い合わせ先

宇治田原町 企画財政課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1

TEL : 0774-88-6632 (直通)

FAX : 0774-88-3231

E-mail : nyusatsu@town.ujitawara.lg

提出書類一覧

申請書類は各希望業種で○がついているものを提出してください。複数業種提出される場合は、営業所一覧表、委任状及び業者カード以外は各1部の提出とします。

用紙サイズはA4版に統一し、用紙の記載の仕方については、**提出書類の記載要領**を参照してください。また、番号欄に「別」と記されているものは、ファイルに綴じ込まずに提出してください。

| 番号 | 提出書類 | 留意事項等 | 必須 | 該当 | 建設 | コン | 物品 |
|----|-------------------------------|-------------------------------|----|----|----|----|----|
| 1 | 入札等参加資格審査申請書 | 町様式（第1号様式） | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 委任状 | 町様式（第2号様式） | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 代表者印鑑証明書 | 原本（鮮明であれば写し可） | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 経営規模等評価結果通知書 （総合評定値通知書） | 写し（申請日から1年7か月以内で最新のもの） | ○ | | ○ | | |
| 5 | 社会保険等への加入確認書類 | 加入確認書類（記載要領参照） | | △ | ○ | | |
| 6 | 京都府等級を証明する書類 | 京都府建設工事入札参加資格審査結果通知書の写し | | △ | ○ | | |
| 7 | 営業所等一覧表 | 町様式（第3号様式） | ○ | | ○ | ○ | |
| 8 | 技術職員名簿 | 経営事項審査申請書（副本）に添付した技術職員名簿の写し | ○ | | ○ | | |
| 9 | 建設業許可通知書 | 建設業法第3条に基づく建設業許可通知書等の写し | ○ | | ○ | | |
| 10 | 建設業許可申請書の写し （本町の本店・営業所等のみ） | 建設業許可申請書様式第1号、別紙2、別紙4または様式第8号 | | △ | ○ | | |
| 11 | 登録証明書等 | 希望する業種の営業に必要な登録証明書等の写し | | △ | | ○ | ○ |
| 12 | 技術者経歴書 | 町様式（第4号様式） | | △ | | ○ | |
| 13 | 登記事項証明書 | 法人の場合のみ（写し可） | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 身分証明書 | 個人の場合のみ（写し可） | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 消費税及び地方消費税の納税証明書 | 免税事業者も要提出（写し可） | ○ | | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 提出書類 | 留意事項等 | 必須 | 該当 | 建設 | コン | 物品 |
|-------------|-------------------------|-------------------------------|----|----|----|----|----|
| 16 | 宇治田原町税の納税証明書 (完納証明書) | 納税義務のある方のみ(写し可) | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 財務諸表または決算書 | 任意様式(法人は現況報告書、個人は確定申告書類でも可) | ○ | | | ○ | |
| 18 | 営業経歴書 | 任意様式 | ○ | | | | ○ |
| 19 | 特定(資本・人的)関係申告書 | 町様式(第5号様式) (該当ない場合は提出不要) | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 誓約書 | 町様式(第6号様式) | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 別 (21) | 使用印鑑届 | 別綴り 町様式(第7号様式) | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 別 (22) | 業者カード | 別綴り 町様式(第8~10号様式) | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 別 (23) | 書類不備通知 | 別綴り 町様式(第11号様式) | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 別 (24) | 返信用封筒 (データ提出の場合は不要) | 別綴り 長形3号(110円切手貼 付け、返信先明記) | | △ | ○ | ○ | ○ |
| 別 (25) | 入札等参加資格審査申請書の 写し | 別綴り 申請書鑑(第1号様式)のコピー | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 別 (26) | 提出書類チェックシート | 別綴り 町様式(第12号様式) | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| メール (27) | 申請様式電子データ (手書きの方を除く) | Excel ファイル | | △ | ○ | ○ | ○ |